

(参考)

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用 連絡協議会 モデル

昭和59年3月23日 採択
平成15年5月29日 最終改正

(指名停止の期間の特例)

第3

3 部局長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の1/2まで短縮することができる。

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為)	
5 当該部局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内
6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ 当該部局の所属担当者	3ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 当該部局の所属担当者以外の当該機関の所属担当者	2ヵ月以上9ヵ月以内
7 当該部局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	刑事告発を知った日から1ヵ月以上9ヵ月以内

